

「事業計画変更承認申請書」の記載要領等

[1] 事業計画変更承認申請の必要な場合

- 1 転用目的の達成が困難な場合で、次のとおり許可にかかる事業計画の変更を希望している場合は、あらかじめ農業委員会会長（知事許可の事案については知事）の承認を受けること。
 - (1) 当初申請者が申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、当初の転用目的を達成できる場合
 - (2) 当初申請者に代わって転用を希望する者（承継者）がある場合
 - (3) 許可を受けた者が転用目的の変更を希望する場合
- 2 次の場合は、事業計画変更承認申請とともに農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可も必要。
 - (1) 事業計画区域を拡大するもので転用許可を受けている農地等以外の農地等を新たに計画区域に加えて事業を行う場合
 - (2) 1(2)の場合で申請に係る土地の現況が農地等である場合（当初計画の転用事業が完了していない場合）

[2] 申請書の提出部数

様式第2-21号甲号、乙号各1部とする。

[3] 申請書の記載要領

1 「申請者 住所 氏名(名称) 電話番号」

- (1) 当初申請者に代わって転用を希望する者（承継者）がある場合、当事者（当初計画者及び承継者）が連署する。
- (2) 法人の場合、主たる事務所の所在地及び法人の名称・代表者の氏名を次のように記載する。
例 住所 ○○市○○町大字△△×××番
氏名(名称) ○○株式会社 代表取締役 △△△△
(電話番号 ○○○-○○○-○○○○)
- (3) 法人格を有しない任意団体の場合、次のように記載する。
例 住所 ○○市○○町大字△△×××番 △△自治会代表 氏名(名称) ○○○○
(電話番号 ○○○-○○○-○○○○)
- (4) 未成年者の申請は、未成年者の氏名の下に親権者○○○○と記載するとともに、親権者であることを証する書類（戸籍謄本など）を添付する。
- (5) 代理人の名義で申請する場合は、代理権限を証する委任状（委任事項を特定したもの）及び承継者が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付する。

2 「承認を受けようとする土地の状況等」

- (1) 「地目」は、登記簿に記載されている地目を「登記簿」に、現況の地目（田、畑）を「現況」に記載する。
- (2) 「面積」は、登記簿の地積を記載する。
一筆の土地のうち一部を転用する場合は、申請前に分筆することを原則とするが、やむを得ない場合は、「○○㎡のうち△△㎡」と記載する。
この場合、申請区域を表示し地積計算をした実測図を、申請書甲号の必要部数を添付する。
- (3) 「利用状況」は、申請に係る土地の利用状況を記載する。
- (4) 申請地が多数あり、この欄に記載することが困難な場合、別紙に必要事項を記載してもよい。
この別紙は、申請書甲号の必要部数を添付する。
- (5) 余白ができた場合、「以下余白」と記載するか、斜線をひく。

3 「事業目的など」

- (1) 「用途」は、具体的な利用目的を記載する。

例 自己住宅、農家住宅（農業委員会の農地基本台帳等に記載されている者の自己居住用の住宅）、敷地拡張、建売住宅（○棟）、賃貸住宅、アパート（○棟）、資材置場（○○用）、駐車場（○○用、○○台）、事務所（○○用）、倉庫（○○用）、車庫（○○用）、店舗（○○用）、集会所（○○用）、植林（桧 ○○本）、作業場（○○用）、墓地（○墓）、進入路（○○用）、一時転用（○○工専用）

- (2) 「工事計画」の「着工 年 月 日 完成 年 月 日」は、具体的な予定日を記載するが、「着工 承認後 完成 ○箇月後」としてもよい。
- (3) 「所要面積」は、転用事業に必要な用地の面積を記載する。申請農地以外の宅地なども利用する場合は、これらの一体利用地の面積も加えて記載する。
- (4) 「土地造成」の「所要面積」は、切土、盛土、整地をする面積をいう。
（併用地がある場合は、備考欄に「併用地 地目：○○㎡」のように記載すること。）
- (5) 「建築物」は、住宅、店舗などの建物をいい、「工作物その他」は、駐車場、資材置場等の建物以外の利用のことをいう。
- (6) 「建築面積」は、建物の水平投影面積のことであり、次の例のように記載する。
例 1階が床面積 80㎡、2階が床面積 60㎡の場合では、80㎡
- (7) 工期が2年以上になるなど大規模な開発の場合は、工程表を添付するとともに、他法令の許認可申請に用いた事業計画書等を添付して補足する。

4 「変更後の転用事業に係る資金計画及びその調達計画」

事業に必要な土地買収、土地造成、建築費などの必要経費及びその調達計画を記載する。

- 5 「変更後の転用事業によって生じる付近の農地、採草放牧地、作物等に対する被害の防除施設の概要」
「別紙の被害防除措置計画書」と記載し、様式第2-3-1号に記載する。大規模な開発の場合は、他法令の許認可申請に用いた事業計画書等を添付して補足する。

「事業計画変更承認申請書」の添付書類

No.	添付書類	説明
1	配置図	変更後の事業により設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面 縮尺は1/500～1/2000程度のもの
2	被害防除措置計画書	様式第2-3-1号を提出する。
3	資金証明書	変更後の事業に関連して新たに資金を必要とする場合。 自己資金は、事業を行う者の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。借入資金は、融資証明書。金融機関以外からの借入れの場合は、その貸付者の融資証明書及び貸付者の預貯金先金融機関の預貯金残高証明書（預貯金通帳の写しでも可）。ただし、追認承認申請（承認の対象となる事業が完了しているものに限る）の場合は、不要
4	関連法令の手続きを証する書面	変更後の事業に関連して許可・認可等を必要とする場合に、許可書等の写し又は申請書の写し （主なもの）農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法、森林法、墓地、埋葬等に関する法律、道路法、国有財産法、普通河川等保全条例、河川法、砂利採取法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、自然公園法、広島県立自然公園条例、自然環境保全法、広島県自然環境保全条例、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、文化財保護法、工場立地法、土地区画整理法、土地改良法、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例、大規模小売店舗立地法、環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、広島県土砂の適正処理に関する条例、電気事業者による再生可能エネルギーの利用の促進に関する特別措置法 ※ 農業振興地域の整備に関する法律以外は、他法令の許認可書の写し又は申請書の写しの添付が必要。
5	取水・排水同意書	変更前の事業計画について取水又は排水について水利権者、漁業権者の同意を得ている場合で、変更後の事業について新たに同意を求める必要がある場合
6	土地改良区の意見書	変更前の事業計画に係る土地改良区に求めた意見について、新たに意見を求める必要がある場合
7	土地の登記事項証明書	全部事項証明書又は現在事項証明書に限る。申請地に係るもの
8	位置図	申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地区図など） 縮尺は1/10000～1/50000程度のもの
9	現況地番図	法務局備え付けの公図の写しなどに、申請地の付近の地番、地目、道路・水路を明示したもの
10	定款、寄附行為の写し、法人の登記事項証明書	申請者（譲渡人は除く）が法人の場合は、定款若しくは寄附行為の写し又は法人の登記事項証明書のいずれか（いずれも承継者に係るものに限る。）
11	住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合に支援を受けていることを証する書面	住民基本台帳事務における支援措置申出に係る「支援措置決定（変更）通知書等」の写し及び住民票の写し
12	その他参考となる書類	農業委員会が必要と認める場合など

(注1) 7から11の添付書類については、次の場合に必要。

① 許可から5年以上の期間が経過している場合

② 当初申請者に代わって転用を希望する者がある場合（同時に、法第5条の許可申請をする場合を除く。）

③ 当初申請時以降、変更があった場合

(注2) 登記事項証明書は、登記情報提供サービスによる照会番号（有効期間内であって、他の申請等に使用されていないものに限る。）の記載がある登記情報を印刷した書面で代えることができる。